

モデル推進区域に係る取組みについて

医療政策課

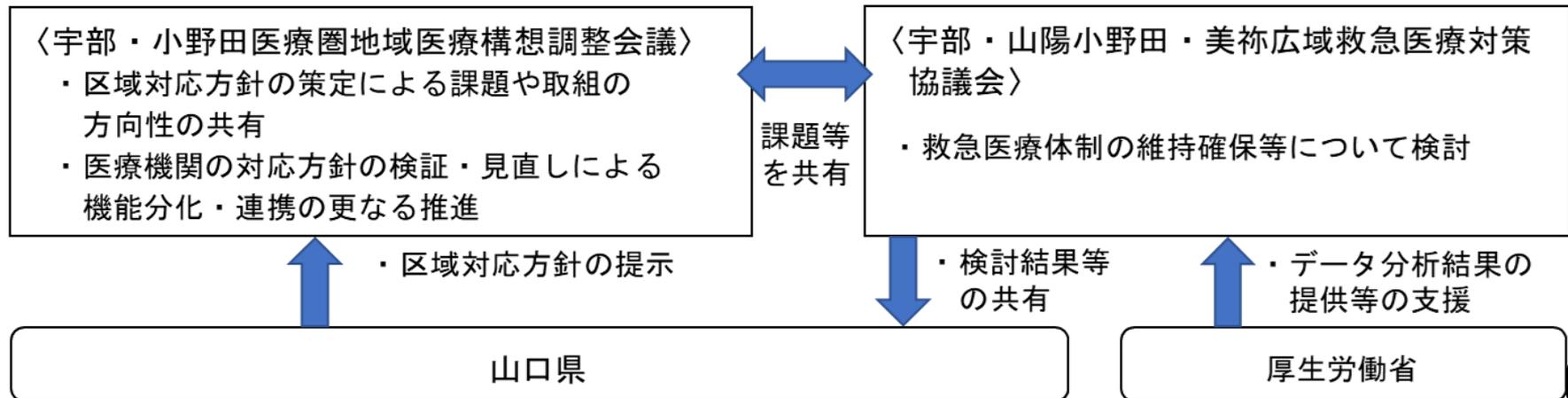
モデル推進区域の取組について

- 国は、医療提供体制上の課題や、重点的な支援の必要性があると考えられる構想区域を「推進区域」として設定。さらに、推進区域の中から「モデル推進区域」に選定し、アウトリーチの伴走支援を実施。
- 令和6年7月、地域において救急医療体制の見直しを進めている「宇部・小野田圏域」を推進区域及びモデル推進区域に設定。
- 令和7年2月、「区域対応方針」を策定。「宇部・山陽小野田・美祢広域救急医療対策協議会」及びその検討部会において、見直しに向けた取り組みを推進。

【地域医療構想調整会議における協議内容】

- ①取組の報告
- ②取組結果の反映としての2025プランの検証・見直しに係る協議
- ③取組の成果

【取組の進め方のイメージ】



宇部・小野田構想区域対応方針の概要

宇部・小野田構想区域対応方針

- 限られた医療資源の効率的活用のため、地域の医療機関の役割分担・連携のさらなる推進に向け、特に逼迫している救急医療に関する医療機関間の連携強化を図ること等を対応方針として定めている

【対応方針に定める取組内容】

- 「宇部・山陽小野田・美祢広域救急医療対策協議会」において救急医療体制の見直しの検討を進めること
⇒救急医療体制の維持確保等に向けて、搬送集約化・機能分化等に関する課題や対応案について議論を推進
- 調整会議において医療機関の対応方針（2025プラン）の検証・見直しについて協議すること

【区域対応方針における令和7年度の到達目標】

- 対応方針を踏まえ、**医療機関の役割分担や、下り搬送等の連携強化**を進める。
- **広域救急医療対策協議会において、救急医療体制の見直し**を進める。

○宇部・山陽小野田・美祢広域協議会において、主に下記の項目について議論整理された課題

- ・ 輪番病院・救急告示病院としての役割認識の統一、役割を担える環境整備
- ・ 下り搬送円滑化に向けた転院搬送ルールの共有
- ・ 高齢者救急の適正化(急変時対応手順の標準化提案、協力医療機関との連携強化)
- ・ 整形外科的疾患、小児外科的疾患の受け入れに向けた、医療機関一覧の運用

継続的な見直しに向けた体制の確立

- ・ 解決策試行・搬送状況のモニタリング体制構築
- ・ 定期的な協議・評価による継続的な改善体制の確立

広域協議会の議論を踏まえ、モデル推進区域の取組として整理

- ①現段階における圏域内の医療機関における役割の明確化
→広域協議会での議論を踏まえた2025プランの検証・見直し
- ②モデル推進区域の成果、今後の取組への反映

①2025プランの検証・見直し（経緯）

【広域協議会における医療機関の役割に関する議論の状況】

- ・ 救急告示病院のうち、サポートのみを担っていた病院は、搬送基準の第1段階である「緊急性・専門性・特殊性」による搬送先としての対応に加え、高齢者救急及び早期受診の対応を担う。
- ・ 高齢者救急の適正化(協力医療機関との連携強化)や下り搬送の受入等については、地域全体の医療機関が連携・協力を図ることで、輪番病院等の負担を軽減する体制構築を推進する。



2025プランの検証・見直し

国では、モデル推進区域における医療機関の対応として、「区域対応方針に基づき、各医療機関の対応方針の検証を行い、必要に応じて見直しを行う」ことを求めている。

広域協議会での救急医療提供体制の見直しに関する議論や合意事項を、各医療機関の対応方針(2025プラン)へ反映することにより、国のモデル推進区域としての要請に応える。

①2025プランの検証・見直し（概要）

○医療機関対応方針(2025プラン)の検証・見直し(とりまとめ結果:資料4-2)

- ・ 国方針に則り、救急医療体制見直しを踏まえ、2025プランを検証・見直し
- ・ 地域救急の役割を6区分し、各医療機関ごとに「◎」「○」で役割明示
- ・ 広域協議会における議論を踏まえ、「救急告示病院」としての役割について、「二次救急」「高齢者受入等」に細分化(救急告示病院は少なくともいずれかに「○」)
→ 輪番を担わない救急告示病院についても、高齢者救急・早期受診への対応などで、輪番病院等の負担軽減に協力することを明確化

○広域救急医療対策協議会における体制見直し反映後

整理番号	医療機関名	1. 救急医療に関する役割・機能※ (◎は主たる役割)						
		①	②救急告示病院		③	④	⑤	⑥
			②-1	②-2				
		三次救急	二次救急	高齢者受入等	初期救急	早期転院の受入	中長期の療養入院	専門診療
1	A病院	◎	○					◎
2	B病院	○	◎		○			
3	D病院			○	○	◎		
4	E病院					◎	○	
5	F診療所				○			◎

※救急医療に関する役割・機能（見直し箇所）

②：救急告示病院が担う役割

②-1：入院治療を必要とする救急患者を受け入れる医療機関

②-2：搬送基準の第一段階である「緊急性・専門性・特殊性」

による搬送先としての対応、高齢者救急及び早期受診の

対応を担う医療機関

②モデル推進区域の取組の成果・今後の取組への反映

モデル推進区域の取組の成果

- 地域の医療機関ごとに救急医療で担う役割を明確化
 - 各医療機関の特性を生かした分担と連携による救急医療体制を、2025プランの検証・見直しにより可視化
- 圏域全体の課題に対する共通認識の醸成、改善に向けた体制の整備
 - 限られた医療資源の効率的な活用に向け、救急医療体制の見直し等を、今後の施策形成に反映させる新たな協議体制を整備

今後の救急医療体制のさらなる充実強化の取組に反映

- 定期的なモニタリング・評価による継続的改善サイクルの実施
 - モニタリングで抽出した課題は、新たな協議体制において議論し、着実な施策形成につなげていく。
- モデル推進区域での成果・合意形成プロセスの他圏域への横展開
 - 各地域の実情を踏まえた救急医療体制の充実強化や、新たな地域医療構想の策定に向け、情報共有し、取組の成果を有効活用
- 新たな地域医療構想(宇部・小野田圏域)の議論・策定に活用
 - 新たな地域医療構想の策定に向け、医療機関機能分化の検討資料等として活用